

木造住宅空き家除却工事の補助金について

名張市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工を含む）された木造住宅で 3 階建て以下の空き家となった木造住宅に対し、地震発生時の倒壊による隣接する建築物への被害防止や避難路の確保を目的として行う除却（解体）工事の費用を一部補助します。

1. 対象者

対象住宅の所有者または相続人

2. 対象住宅

以下の①または②であり、かつア～ウのいずれかに該当するもの

①耐震診断の評点が 0.7 未満

②市長が耐震性がないと判断したもの



ア. 耐震改修促進計画に記載された道路の沿道であること

イ. 外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合 2m 以内、2 階建て以上の場合 4m 以内に建てられていること

ウ. 三重県密集市街地として位置付けされた区域内であること

3. 補助金の額

除却工事に要する費用の 23% の額（上限 207,000 円）

4. 補助の対象となる工事等

以下の①～④全てを満たすもの

①除却する建設業者は、建設業法の解体工事業の許可を有すること

②除却した廃材等については、全て処分すること

③除却中及び除却済みでないこと

④対象住宅を除却する費用のみであること

（住宅内の家財、敷地内の倉庫・車庫、塀、植栽等は含まない）

